

令和6年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産の状況について、申告していただくことになります（地方税法第383条）。

申告期限は
令和6年1月31日(木)
です



もくじ

1. 償却資産とは

- (1) 償却資産とは・・・P2
- (2) 償却資産の種類・・・P2
- (3) 申告の対象とならない資産・・・P3
- (4) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分・・・P4

2. 償却資産の申告について

- (1) 申告していただく方・・・P5
- (2) 申告の対象となる資産・・・P5
- (3) 国税との主な違い・・・P7
- (4) 償却資産申告書・明細書 記載例・・・P8
- (5) 償却資産のQ&A・・・P10

3. 税額等について

- (1) 評価額の算出方法・・・P12
- (2) 中古資産の耐用年数・・・P13
- (3) 税額の算出方法・・・P13
- (4) 免税点・・・P13
- (5) 納期・・・P13

4. 非課税及び課税標準額の特例等

- (1) 非課税となる資産・・・P14
- (2) 課税標準の特例が適用される資産・・・P14

5. 資産の不申告等について

- (1) 不申告・虚偽の申告等があった場合・・・P15
- (2) 償却資産の調査について・・・P15

<問い合わせ先・郵送提出先>

南島原市役所市民生活部 税務課資産税班

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96 番地 2

TEL：0957-73-6642 FAX:0957-82-3086

Mail：shisanzei@city.minamishimabara.lg.jp

南島原市ホームページから、申告書・種類別明細書をダウンロードできます。

南島原市ホームページ <https://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

申告書の提出は、便利な電子申告をご利用ください！

インターネットを利用して、eLTAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法があります。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて南島原市に配信されます。

※初めて電子申告をされる場合は、諸手続(法務省等で発行する電子証明書の取得、eLTAXホームページからの利用届出、地方公共団体の審査等)が必要です。

eLTAX地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク:TEL0570-081459

[9:00~17:00 受付(土・日・祝日・年末年始除く)]

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

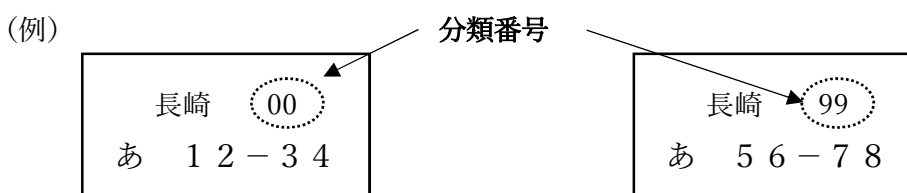
固定資産の課税客体には、土地、家屋、及び償却資産がありますが、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）を言います。たとえば、会社や個人で事業を行っている人が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。また、自動車税の課税客体である普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。

(2) 償却資産の種類

種 類		具 体 例 (主なものを例示)
構築物	構築物	橋、岸壁、軌道、貯水池、ダム、庭園、煙突、構内舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、ビニールハウス、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	電気設備(照明器具)、給排水・衛生・ガス設備、冷暖房設備、ボイラー、消火・災害報知設備、内装・内部造作等
機械及び装置		加工・製造・製麺機械、農業用機械、冷凍・冷蔵用設備、工作・木工機械、印刷設備、建設工業機械、運搬設備、ホテル・旅館用設備、クリーニング設備、給水タンク、太陽光発電設備等

船舶	漁船、油そう船、木船、モーターボート、貸ボート、遊漁船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	運搬具、大型特殊自動車（フォークリフト、レッカー車、タンク車、トラック、ミキサー等で分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99、900～999」の車両）等* 【注：自動車税、軽自動車税の対象のものは対象外】
工具器具及び備品	パソコン、ルームエアコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、金型、医療機器、理容及び美容機器、レジスター、自動販売機、事務機器、測定工具、検査機器、応接セット等

* 大型特殊自動車について



【注：次の要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。】→償却資産の申告が必要
(小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。)

①農耕作業用自動車…最高速度 35 km/h以上のもの

②農耕作業用自動車以外のもの

- ア 最高速度 15 km/hを超えるもの
- イ 自動車の長さが 4.7メートルを超えるもの
- ウ 自動車の幅が 1.7メートルを超えるもの
- エ 自動車の高さが 2.8メートルを超えるもの

(3) 申告の対象とならない資産

- ア 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、営業権、実用新案権、ソフトウェア等)
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車(実際に自動車税等が課されているか、公道を走るか否かは問わず、申告の対象となりません)
(例)小型特殊自動車:フォークリフト、ショベルローダー、ターレット式自動車、トラクター、コンバイン、乗用田植え機、乗用スピードスプレーヤー
- ウ 馬、牛、果樹その他の生物(ただし、観賞用、興行用の生物は申告の対象です。)
- エ 使用可能期間(耐用年数)1年未満の資産
- オ 取得価額が 10 万円未満の資産で法人税などの規定により一時に損金算入されたもの
- カ 取得価額が20万円未満の資産で法人税などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの
- キ 土地、建物*(家屋として課税されるもの)

*ただし、テナント等で内装、造作などについては、償却資産の対象になります。

(4) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について、一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合があります。

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
建築工事	内装・造作	賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。）	所有者が施工したもの
電気設備	受・変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線、ボックス類
	インターホン設備		設備一式
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線類
	ITV 設備	受像機、監視カメラ	配管、配線類
	盗難非常通報装置		設備一式
	共同聴視設備		設備一式
	ナースコール設備		設備一式
給排水衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ばっき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事	左記以外の設備
	衛生器具設備	事業用流し類	大小便器、洗面器、浴槽など
	局所給湯設備	瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽	配管、ユニットバス等用給湯器
中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備	
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備（ビルトインエアコンなどは家屋で評価）

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
空調設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備		設備一式
	避雷設備		設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスボンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
その他の設備	運搬設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	厨房設備	調理機器、食器洗浄器、製氷機、冷凍冷蔵庫等	左記以外の設備
	洗濯機設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、事業用給排水管等	左記以外の設備
	医療用機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、滅菌水製造設備、ボンベ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備等	
	その他	広告塔、看板、簡易仕切、陳列棚、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、LAN 設備等	
外構工事		舗装路面、門、塀、緑化設備等の土木工事又は工作物	

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、南島原市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方を含みます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用している方
- エ 償却資産を共有で所有している方
- オ 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当する資産を所有している方*

*原則としてリース会社

※廃業、移転、合併等ですべての資産が減少した方も、減少の申告が必要です。

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在において、**事業の用に供することができる資産**です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過し備忘価額となっている資産)

イ 建設仮勘定で経理されている資産(完成して事業の用に供している部分)及び簿外資産*

*帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの

ウ 遊休又は未稼働の資産

エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。)

オ 福利厚生のために供するもの

カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が 10万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

キ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は即時償却等*をしているもの

*少額減価償却資産も申告の対象です。

・中小企業者等の少額資産(30万円未満)の損金算入の特例適用資産

・特定経営力向上設備等に係る特別償却適用資産

・特定生産性向上設備に係る特別償却適用資産 等

ク 賃借人等(テナント)が施工した内装、造作、建築設備等の資産*

*賃借人等(テナント)が償却資産として申告することになります。(地方税法第 343 条第 9 項)

ケ 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産(家屋で評価する資産を除きます。)

【参考：申告の対象となる主な償却資産（業種別）の例示】

共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、融雪設備、井戸、庭園、門、塀、外構、屋外照明、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、金庫等
小売店・飲食店	接客用家具・備品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、商品陳列ケース、陳列棚、自販機、冷蔵(冷凍)庫、レジスター等
理容業、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール、消毒殺菌機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
食品製造・加工業	業務用冷蔵庫、切断機、パン焼窯、プレス機、圧縮機等
病院、医院、歯科医院	各種医療機器、診察台、調剤機器、消毒殺菌用機器等
工場	機械のための動力配線、機械装置、看板、金型、業務用給排水設備、公害防止設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー	客室設備(ベット、家具、テレビ等)、放送設備、厨房設備、洗濯設備、娯楽用設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ・パチスロ台、ゲーム台、両替機、玉貸機、島工事等
印刷業	各種印刷機、活字版铸造機、裁断機等
農業	ビニールハウス、農機具*等 *乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機などの農作業自動車は、軽自動車税の対象となるので償却資産の対象外。ただし、農耕用作業車で最高速度時速35km以上のものは、償却資産の課税対象です。

建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両*、大型特殊自動車等 *軽自動車税の課税対象となるべきものを除きます。
自動車整備業、 ガソリンスタンド業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自販機、独立キャノピー、舗装、防火壁等
鉄工業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
不動産賃貸業（アパート、貸しビル等）・駐車場	フェンス、植栽、駐車場舗装、屋外照明等の電気設備、壁面サイン、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、他に上記のような業種別の設備で自らが設置して貸しているもの等

（3）国税との主な違い

項目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却資産の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法（注1）	固定資産税定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注2）	認められません	認められます
特別償却、割増償却、 即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却（注3）	認められます	認められます
中小企業者等の少額 資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、 認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

（注1）平成19年度の法人税等における減価償却制度の抜本改定による新定率法（250%定率法）及び残存価額と償却可能限度額の廃止（備忘価額1円）については、税の性格性から固定資産税に対しては適用になりませんのでご注意ください。

なお、固定資産税定率法とは、法人税等の「旧定率法」で使用する減価率と同様です。

（注2）**圧縮記帳の制度は認められていません。** 国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、**圧縮前の取得価額を記入してください。**

（注3）法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定による増加償却、法人税法施行令第57条第3項又は所得税法施行令第130条第3項に規定する陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。

【種類別明細書・記載例】

種類別明細書 (増加資産)

行番 コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	取得年月		取得価額	備考
				年	月		
01	物カウチ	1/4	600,000	1/4	30	5	0
02	音響機	1/4	700,000	1/4	30	6	0
03	ハーベスター	1/5	650,000	1/5	4	8	0
04			310,000			7	0
05						0	0
06						0	0
07						0	0
08						0	0
09						0	0
10						0	0
			小計			2,350,000	

種類別明細書 (減少資産)

行番 コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	取得年月		取得価額	備考
				年	月		
01	10 高圧排気ポンプ	1/4	300,000	1/4	15	8	7
02	15 発電機	1/3	500,000	1/3	60	3	16
			小計			800,000	

令和6年1月1日(最終期日)現在の状況を記入してください。

1. 資産の名称等の欄は、名称及び規格等を記入してください。

2. 取得年月は、名称及び規格等を記入してください。

3. 種類毎に並べて記入してください。

「資産の種類」の欄に記載する番号は次のとおりです。

- 1 二輪乗物
- 2 三輪乗物及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬物
- 6 工具、器具及び備品

「取得年月」については、3 昭和、4 平成、5 令和

例) 令和5年8月初得の場合
年号→5 年→5 月→8

「特別記録」「特別償却及び特別償却」は固定資産税では認められていませんので、それぞれ「特別記録」「特別償却」を記入してください。

また、「中小企業者等の少額資産の増減の特例」を適用した資産は、固定資産税では償却資産の申告対象になりませんので記入してください。

「増加理由」には、次のような番号を記入してください。

- ・ 申告月別の増減、その旨の表示
- ・ 課税標準の特例がある増減について、その適用家賃・耐用年数の変更があった場合、その旨の表示

「減少の事由」

- 1 二輪乗物
- 2 三輪乗物
- 3 三輪乗物
- 4 二輪乗物
- 5 船舶
- 6 航空機
- 7 車両及び運搬物
- 8 工具、器具及び備品

この小計の金額は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の「前年中に減少したものの(ロ)」の合計欄の金額と同じになります。

「減少の事由」

- 1 二輪乗物
- 2 三輪乗物
- 3 三輪乗物
- 4 二輪乗物
- 5 船舶
- 6 航空機
- 7 車両及び運搬物
- 8 工具、器具及び備品

【一部減少の場合の記載例】

当初申告額では4個で200万円、今回1個分の50万円が減少し、残りは3個分の150万円になる場合はこのように記載してください。

同一の資産コードで、数量が複数で登録されているものについては減少した数量分を記入してください。

この例の場合、今後は3個で150万円として登録されることとなります。

「増加理由」

- 1 二輪乗物
- 2 三輪乗物
- 3 三輪乗物
- 4 二輪乗物
- 5 船舶
- 6 航空機
- 7 車両及び運搬物
- 8 工具、器具及び備品

「増加理由」

- 1 二輪乗物
- 2 三輪乗物
- 3 三輪乗物
- 4 二輪乗物
- 5 船舶
- 6 航空機
- 7 車両及び運搬物
- 8 工具、器具及び備品

(5) 償却資産のQ&A

償却資産のQ&A

- Q 1** 資産に異動がない場合や、資産がない場合も提出が必要ですか？
- A 1** 異動なし・資産がない場合も提出が必要です。
- Q 2** 当社は、近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないことになりましたが、減価償却を行っていない資産に対しても、固定資産税は課税されますか？
- A 2** 現実に減価償却を行っている資産はもとより、現実に減価償却を行っていない資産であっても、償却資産として固定資産税が課税されることになります。

- Q 3** 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却を終わった資産も、申告する必要がありますか？
- A 3** 所得税の申告においては、その耐用年数を経過して減価償却が終わった資産であっても、固定資産税の申告では、事業に使用できる状態におかれている限り、償却資産に該当することになります。

- Q 4** 当社は、リースにより機械を導入しました。リース期間終了後は、当社に無償譲渡されることになっています。この場合、償却資産の申告は、当社とリース会社のどちらが行わなければならないのでしょうか？
- A 4** リース期間終了後に無償譲渡されることになっている場合は、リース会社と借主が連帯して固定資産税の納付義務を負うこととされていますが、社会の納税意識に合致するよう原則として借主が申告を行うよう取り扱うこととされています。したがって、借主である事業者がその機械について申告を行ってください。ただし、ただ単に償却資産のリースを受けている間は、リース会社が申告を行うことになります。なお、リースを受けている場合は、「貸主の名称等」欄に必ず記載をお願いします。

- Q 5** 少額の資産も申告の対象になりますか？
- A 5** 地方税法上の「少額資産」にあたる場合は申告の必要がありませんが、取得価格が20万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税（償却資産）の申告の必要がないのは次の資産です。
- 10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により一時に損金算入する資産。
 - 20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年で均等償却する資産。
- なお、国税で認められる「圧縮記帳」や「特別償却及び割増償却」については固定資産税では認められておりません。「圧縮記帳」を行った場合は圧縮前の取得価額を、「特別償却及び割増償却」については取得価額の全額を償却資産の申告対象にすることになります。

(参考) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

□申告対象 ■申告対象外

取得価額	償却方法	
	30万円以上	個別減価償却
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8 ほか)
	20万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満) 一括償却資産の3年償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項) ※
	10万円未満	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)

※資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。

Q 6	免税点はいくらですか？
A 6	評価計算の結果、課税標準額が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。
Q 7	申告の対象にならない資産は、どのようなものがありますか？
A 7	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの(小型フォークリフト等含む) ●無形固定資産(特許権、実用新案権、ソフトウェア等) ●生物(ただし、観賞用や興行用生物は申告対象) ●繰延資産(負担金、権利金、開業費、開発費等) ●骨董品など、時の経過によりその価値が減少しない資産 ●耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で損金算入したもの ●取得価格20万円未満の償却資産で3年間の一括償却を選択したもの ●他市町で事業の用に供している資産(※市内に所在しない資産は、南島原市では申告不要)
Q 8	償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか？
A 8	法人税または所得税の会計処理において、税抜き経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込み経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。
Q 9	年の途中で閉店した場合はどうなりますか？
A 9	固定資産税は、賦課期日(毎年1月1日)現在所有する資産について課税されますので、年の途中で閉店し資産を譲渡・処分した場合でも、その年度の固定資産税はお支払いが必要です。また、翌年度には、閉店し資産の譲渡・処分した旨を記載した償却資産申告書を提出してください。
Q10	償却資産申告書に個人番号を記載するところがありますが、記入しないといけないのですか？
A10	<p>平成28年度の申告から新たに個人・法人番号欄が加わっており、記載する必要があります。本人又は代理人の提出により、確認書類が違いますのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人提出の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・番号確認:①個人番号カード又は②通知カード ・身元確認:②の場合は運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真付きの書類など ●代理人提出の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・代理確認:委任状又は本人の個人番号カード、運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真付きの書類 ・番号確認:本人の個人番号カード又は通知カードかその写し ・身元確認:代理人の個人番号カード又は運転免許証等官公署が発行する顔写真付きの書類など
Q11	償却資産申告書に押印は必要ですか？
A11	<p>押印は不要です。</p> <p>過去に入手又は印刷した押印欄のある様式を使用していただいても差し支えありません。また、任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。</p>
Q12	償却資産を所有しているのに申告をしなかった場合はどうなりますか？
A12	<p>正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第386条、南島原市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。</p> <p>なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。(地方税法第354条の2) また、申告依頼に応じて頂けない場合には、把握させていただいた償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。</p>

3. 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ①資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- ②資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。
- ア 前年中に取得のもの
 $\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$
- イ 前年中に取得のもの
 $\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$

毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。
 評価額が取得価格の5%になる場合は5%でとどめます。

【減価残存率表】

『固定資産評価基準*』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
—			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926

※表中の「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

〔例えば〕

取得価額:250,000円、取得時期:令和5年2月、耐用年数:4年 の場合

(前年中取得のものの減価残存率・・・0.781)

(前年前取得のものの減価残存率・・・0.562)

令和 6年・・・250,000円×0.781=195,250円

令和 7年・・・195,250円×0.562=109,730円

令和 8年・・・109,730円×0.562= 61,668円



令和 9 年・・・ 61,668 円×0.562＝ 34,657 円
令和 10 年・・・ 34,657 円×0.562＝ 19,477 円
令和 11 年・・・ 19,477 円×0.562＝ 10,946 円 < 12,500 円

※令和 11 年度で算出額が取得価額の 5 % (12,500 円) より小さくなるので、令和 11 年度以降は 12,500 円で評価されます。

(2) 中古資産の耐用年数

①中古資産を取得した場合の申告

中古資産を取得した場合も申告が必要です。耐用年数は見積もりによる耐用年数又は、次の簡便法による耐用年数を用いることになります。

ア 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(年)

イ 耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数} + (\text{経過年数} \times 20\%)$$

(年)

※なお、これらの計算により算出した年数に 1 年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が 2 年に満たない場合には 2 年とします。

(3) 税額の算出方法

$$\text{税 額} = \text{課税標準額*} \times \text{税率}$$

(100 円未満切捨) (1,000 円未満切捨) (1.4%)

*課税標準額とは、令和 6 年 1 月 1 日現在の償却資産の評価額の合計です。

課税標準の特例 (P14) の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

(4) 免税点

課税標準額が 1 5 0 万円未満の場合は、課税されません。

(5) 納期

5 月、7 月、9 月、1 1 月の 4 回で納めてください。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について、さかのぼって課税になった場合の納期は 1 回になります。



4. 非課税及び課税標準額の特例等

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。

地方税法第348条 (根拠規定)	対 象 資 産	添付資料等
第2項第9号	・直接保育の又は教育の用に供する固定資産 ・図書館及び博物館第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	定款、認可証の写し等
第2項第10号	保護施設の用に供する固定資産	定款、法人登記簿 謄本、認可証又は 指定書の写し等
第2項第10号の2	小規模保育事業の用に供する固定資産	
第2項第10号の3	児童福祉施設の用に供する固定資産	
第2項第10号の4	認定こども園の用に供する固定資産	
第2項第10号の5	老人福祉施設の用に供する固定資産	
第2項第10号の6	障害者支援施設の用に供する固定資産	
第2項第10号の7	社会福祉事業の用に供する固定資産	
第2項第10号の8	更生保護事業の用に供する固定資産	
第2項第10号の9	包括的支援事業の委託を受けたものが当該事業の用に供する固定資産	

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2、15条の3、64条に規定する一定の要件を満たす償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、申告書に特例資産に係る確認資料を添付して申告してください。また、申告書については、「11. 課税標準の特例」欄の「有」に○を付け、種類別明細書の「摘要」欄に「特例」と朱書きし、適用条項を記入してください。

〔例えば〕

漁業・海運業者が所有する船舶（内航船舶、外航船舶）

再生可能エネルギー発電設備

先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した新規設備 など

※課税標準の特例の詳細は、南島原市税務課資産税班にお問合せください。

5. 資産の不申告等について

(1) 不申告・虚偽の申告等があった場合

償却資産については、土地や家屋のような登記制度がなく、課税客体等の把握のために、償却資産の所有者に対しては申告義務が課せられています（地方税法第 383 条）。

正当な理由なく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条、南島原市税条例第 75 条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

(2) 償却資産の調査について

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、償却資産の実地調査を行うことがあります。調査のため、法人税や所得税の申告書類、決算書類（減価償却資産明細書(固定資産台帳)、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求められますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、不申告の方には、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。なお、申告依頼に応じて頂けない場合には、把握させていただいた償却資産の内容を基に賦課決定することがありますので、あらかじめご了承ください。



